

令和元年度
農地等利用最適化推進施策の改善に
関する意見に対する回答書

佐世保市農業委員会

会長 八並 秀敏 様

令和2年3月27日

佐世保市長 朝長 則男



1. 有害鳥獣被害対策

【 意見 】

有害鳥獣対策については、これまで様々な被害防止の対策に取り組まれておりますが、被害は依然として多く発生しており、中には人的被害も発生するなど深刻さは増すばかりです。

農作物への被害を食い止め、農家の生産意欲をなくさないようにするためにも、この有害鳥獣被害対策については引き続き積極的に取り組んでいかれますようお願いするとともに、特に次の対策について要望いたします。

① 防護柵の要件緩和について

現在設置されているワイヤーメッシュ柵については、その対象となるのがイノシシの被害防止用です。

しかしながら、近年、鹿町地区においては、鹿の被害が報告されてきており今後も増加するのではないかと懸念しております。

鹿に対する防護柵はある程度の高さを必要としますが、現在、イノシシ被害を目的として設置してある防護柵では鹿が跳び越えて耕作地へ侵入するため効果がありません。

また、補助事業で設置されたイノシシ用防護柵に鹿用防護柵を二重に設置することができず、このような場所における支援策が無いのが現状です。

このように、すでに補助事業で導入している場合、同じ場所に追加しての助成が受けられないため、新たな有害鳥獣による被害防止を図るためにも既存施設の機能向上といった新たな支援策を検討していただきますようお願いいたします。

② 捕獲対策の強化について

イノシシの捕獲については、猟友会を中心に捕獲が行われていますが、箱罟での捕獲についてはイノシシが慣れてくると入りにくくなるとともに、一旦設置すると定期的に見廻りを行わなければならない、猟友会員の減少による人員不足で効果的な捕獲ができていない状況が見受けられますので、捕獲対策の強化をお願いします。

【 回 答 】

市といたしましては、農作物被害の軽減対策として農地への防護柵設置による「防護対策」、箱罾等による「捕獲対策」及び有害鳥獣の住处や移動場所になる耕作放棄地等の草刈り指導による「環境対策」の3対策を農業関係者及び猟友会等の方々のご理解、ご協力を頂きながら総合的に取り組んでいるところでありますが、ご意見のとおり有害鳥獣による農作物被害額は、近年、年により増減はございますが、横ばいとなっております。

さて、意見「①防護柵の要件緩和について」でございますが、本市における平成30年度の農作物被害額は3,867万円に上り、其の内訳で約90パーセントに当たる3,507万円がイノシシの被害によるものです。

本市といたしましては、そのような状況にあることから、イノシシの被害防止を目的としたワイヤーメッシュ柵等の防護柵の整備推進を図るとともに、過去に整備した防護柵の適切な管理をお願いしているところでございます。

一方、本市が把握している過去3年間の鹿の被害におきましては、約15万円がイノシシの被害と比較すると少額ではございますが、鹿町地区等における鹿の生息数の増加は聞き及んでおり、今後、鹿による農作物被害の拡大を懸念しているところでございます。

また、ご指摘のとおり、国の補助事業を活用し整備をした防護柵については、その事業の要件上、同じ場所において、二重に設置する事は出来ません。

しかし、現在、試験的に鹿用捕獲わなの導入を図っておりますが、新たな支援策につきまして、情報収集するとともに検討をしていきたいと考えております。

次に意見「②捕獲対策の強化について」でございます。本市における有害鳥獣捕獲従事者は、平成31年4月現在285名で、10年前の平成22年（193名）と比較すると市や県等の「わな免許取得の助成」などもあり、90名程度増加しています。

また、柚木地区の有害鳥獣捕獲従事者では、わな免許を取得している農業関係者で組織する「柚木地区猪捕獲対策協議会」が平成28年に設立され、江迎地区や黒島地区においても、わな免許を保持していない人でもわな免許保持者の指示のもと、捕獲の補助作業が行える制度を活用した「捕獲隊」があり、それぞれの地区におきまして、農作物被害防止対策を講じられています。

このような状況をふまえ、これまでの取り組みと併せ、捕獲対策の強化につながるわな免許取得支援や捕獲隊等の設立支援には、引き続き積極的に取り組んでまいります。

2. 担い手の育成確保対策について

【 意 見 】

農業従事者が減少していく中、本市の農業を支える担い手の育成確保は非常に重要な喫緊の課題となっています。

農業従事者の減少は、地域における生産活動の低下につながりますが、現在、地域で生産された農産物等については、その多くがJAを通して共同出荷販売がなされており、農業従事者の減少は生産物の減少に繋がり、これらの出荷販売体制も維持できなくなるなどの問題もはらんでいます。

担い手の育成確保の中でも特に次の対策について要望いたします。

① 地域において安定的な生産体制を維持していくためにも、Uターンや定年後に就農を希望する者など、幅広く新規就農者を確保できる対策とともにこれらの者に対する技術習得や経営相談等についても、必要に応じた適切な支援体制を強化していただきますようお願いいたします。

② 担い手の確保とともにこれらの者を受け入れる地域（集落）においては、集落における農業生産活動を維持していくために、「中山間地域等直接支払制度」や「多面的機能支払制度」等を活用して農地や水路等の維持管理をしていく取り組みがなされています。

しかしながら、これらの活動を支える生産者等が高齢化により減少していき活動自体も縮小傾向にあります。また、これらの事業は煩雑な事務処理が多くあるため、適切に行える者がいなくなると、制度を活用して地域の生産基盤を維持していくことが困難となり、事業を取りやめる地域（集落）も出てきております。

つきましては、これらの制度の事務処理を一括して行う受託組織等があれば地域の負担が減ることによりこれらの事業が継続して実施できます。

また、担い手が安心して地域に根差して生産活動を行うためにも、これらの仕組み作りをお願いします。

③ 担い手の中心となる認定農業者については、その経営が安定的に行われることが地域農業にとって重要です。

そのためには、経営規模拡大など、認定を受けた際の経営改善計画の達成に向け、行政等の関係機関が連携協力のうえ必要な指導・支援等を行うようお願いいたします。

【 回 答 】

農業担い手の確保は、本市においても農業行政の喫緊の課題として取り組んでいるところです。

- ① 新規就農者確保を目的とした対策としましては、国の「農業次世代人材投資事業」をはじめ、施設・農機等の整備事業がございます。また、年齢要件等で国の支援制度を受けることができない方々を対象に、本市独自に給付金事業、農機具等補助事業を展開しております。本事業につきましては、見直しの時期となりますので、より有効な事業の検討を重ねて参りたいと思います。

一方で、支援体制の充実という点につきましては、県北振興局・JA等関係機関で構成する県北地域就農支援センターを核として、随時就農相談を行っております。また、県の技術習得支援研修の活用による営農開始時の基礎的な技術・知識の習得を促進するとともに、研修中の定期的な面談により資金・農地取得等スムーズな就農と営農定着が図られるよう努めております。

今後とも関係機関との連携を強化するとともに、継続した取り組みにより新規就農者の確保・育成を図って参ります。

- ② 国の施策であります、「中山間地域等直接支払制度」や「多面的機能支払制度」の活用により、地域（集落）における農業生産活動は、一定の規模で維持されております。

しかしながら、ご意見のとおり、集落内の農業者の高齢化等の理由により、取り組みを断念される地域（集落）が増えているのも事実でございます。

特に「中山間地域等直接支払制度」におきましては、第5期対策として令和2年度から、新たに5年間の事業が開始されることとなっております。

そこで今年度、まずは「中山間地域等直接支払制度」と「多面的機能支払制度」の両方に取り組んでいる地域（集落）に対しまして、土地改良区への事務委託を行えるよう、協議を開始している段階でございます。

今後につきましては、これをモデルケースとし、少しでも事務の負担軽減をできるように、関係機関と連携をとりながら、取り組みを進めて参りたいと思います。

- ③ 現在活躍していただいている認定農業者の皆様につきましては、本市における将来の農業を担う人材として、重要な役割を担っていただいていると認識しております。

認定農業者の皆様の安定的な経営の確保につきましては、佐世保市、農業委員会、県北振興局農林部、農業協同組合など関係機関の連携・協力のもと、経営改善計画の有効期間満了年（5年目）を迎える認定農業者に対しては、その経営のさらなる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と検証を行い、的確な指導・助言と新たな計画の作成指導を行って参ります。また、必要であれば中間年（3年目）にも同様の検証を行って参りたいと考えております。

3. 農業生産基盤（農道、水路）の整備等について

【 意見 】

① 農業を営むうえで、農地の整備が重要であることは言うまでもありませんが、隣接する農道や水路が整備されていなければ、営農効率が大きく低下する要因となります。

農道や水路については、経年劣化や大雨等で破損して通行に支障をきたすと営農活動に影響がでるため、被害等あれば市において迅速に対応していただきたい。

また、農道や水路の整備には、原材料の支給による地元施工での整備がありますが、1回に支給される量が限られているため、場所によっては数年かかることもあります。

地域の状況を考慮したうえで原材料の支給量について柔軟に配慮していただき、営農環境の更なる向上を図っていただきますようお願いいたします。

② 現在、農地への土砂等による埋立てに関しては、市の指導要綱に基づき、

3, 000㎡以上の施工についてはその審査が行われることとなっていますが、近年、指導要綱に基づく審査を避ける目的で、施工面積を抑えて設計される案件が見られます。

その結果、盛土の高さがあるにもかかわらず、面積を抑えたことにより、急斜面の法面となる場合があります、災害の発生が懸念されます。

このような案件に適切に対応するため、市の指導要綱の適用範囲を考慮していただきますようお願いいたします。

【 回 答 】

① 大雨で被災した農道や水路のうち、規模が大きい災害は国からの補助金をいただき復旧しており、農道や水路への崩土撤去などの小規模な災害については、市の単独予算により営農の支障にならないよう早急な対応をしております。

一方、地元の方々が管理されている認定農道や営農に必要な用水路の経年劣化に対する整備につきましては、市の助成事業の採択基準を満たすものについて地元の共同施工に対し事業費の7割を助成しております。いずれも実施要望が多く、要望書の受付年度から事業着手までに3年から4年程度要しているところです。

また、農道（耕作道を含む）の補修に対しては、生コンクリートや碎石、水路の整備については、U字水路や波状管などの原材料支給を実施しています。助成事業と違い要望された年度に支給できることもあり、毎年100件程度のご要望に対応しています。

限られた予算の中でご要望があった地区へ公平に対応しておりますので、ご理解をお願いいたします。

なお、令和2年度より、水路用蓋などを支給対象としており、地域の皆様の要望に広く対応してまいります。

② 平成26年10月1日に施行された本要綱は、市が土地の埋立て等に対する指導に関し必要な事項を定めることで、土砂等の流出等による災害の発生を防止し、自然環境及び生活環境の保全を図り、市民生活の安全の確保及び良好な生活環境の維持を目的としております。これに対応する市の窓口といたしましては、跡地利用目的が農地及び林地に関する計画は農林水産部農林整備課、それ以外の計画は都市整備部建築指導課で対応しております。

本要綱施行までには、市関係部署で協議を重ね、市条例や関係法令及び他都市の事例等を基に、適用範囲となる土地の区域の面積を3,000平方メートル以上と定めております。

また、本要綱が残土処分場（土捨て・土取り）の計画を対象としたものであることから、市内の過去の残土処分場の規模等を参考としております。

その面積の規模を見直す場合は、実際にどのような問題が生じているのか、状況を把握したうえで、見直し等について研究してまいります。

つきましては、不適切な事例等については、情報提供いただければ幸いです。

4. 国土調査（地籍調査）の早期実施について

【 意 見 】

地籍調査については、現在、本市の中心部において実施されていますが、周辺部の農村地域ではまだ実施されていないため、農業委員会において法に基づく農地の利用状況調査等を実施する際、土地の正確な位置・境界の確認が難しい場合があります。

特に農地は基盤整備がなされていない所では、その境界となる目印が不定形な場合やそもそも目印が無い所も多くあります。

また、農地の境界を把握している者が死亡等でいなくなった場合、相続した者が当該農地の境界が分からない場合が今後多数出てくる恐れがあるため、早急に調査を実施する必要があります。

農地の利用集積を進めるにあたり、正確な農地情報を得るためにも農村地域の地籍調査を推進していただきますようお願いいたします。

特に、担い手への農地集積を図るためにも、農地集積につながる地域を先行して調査を実施していただきたく要望いたします。

【 回 答 】

地籍調査事業は、国土調査法に基づいて実施しておりますが、全国的に調査の進捗が進まないことから、地籍調査の計画的な実施を促進するために国土調査促進特別措置法を制定し、国土調査事業十箇年計画を策定して進められています。

現在、第6次国土調査事業十箇年計画により事業を推進しておりますが、国は、緊急性の高い地域を重点的に支援し、都市開発や社会資本整備、災害対策、森林施業・保全につながる政策効果の高い地域を優先地域とすることで方針を示しております。

本市におきましても、国の方針に基づいて、現在、市中心部より調査を実施しておりますが、昨年度、国の次期十箇年計画に先立ち、本市の令和2年度からの十箇年計画を策定したところです。

その計画内容としては、引き続き市中心部からの実施を基本としつつ、新たに都市周辺部にも着手することで計画しております。今後、段階的に調査規模の拡大推進を図りながら事業を進めることで、公共事業との連携や都市周辺部等においても地域の実情を考慮しながら事業の推進を図りたいと考えております。

引き続き本事業へのご理解をいただきますようお願い申し上げます。